

公益法人の会計に関する研究会（第26回）
議事録

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第26回） 議事次第

日 時：平成29年 4 月12日（水）10:00～11:30

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1．平成28年度会計研究会報告書案の検討

2．その他

○高山座長 おはようございます。

定刻となりましたので、これから平成28年度の公益法人の会計に関する諸課題についての研究会を開会いたします。第26回でございます。

それでは、本日の議事に入ります。

本日は、議事次第をごらんになっていただければわかりますが、先ほど申し上げた報告書案の検討ということです。資料1、資料2がございます。2番目としてその他でございます。

それでは、事務局から資料に基づいて御説明をよろしく申し上げます。

【資料説明】

○小森次長 まず、資料の御確認でございますけれども、資料-1が報告書案でございます。次のゼムクリップが資料-2で、別表Hと簡便方式の整合性の検証、その下に本日御欠席の金子先生からいただいた意見を1枚紙でつけさせていただいております。

まず、資料-1報告書案につきまして、私から、事前に資料はお送りしておりますのでざっと御説明させていただきたいと思っております。

2ページ目の目次、まず、全体の構成ですが、今年度、昨年度の研究から一番御議論いただいたのは、逆特費とかB特費ですが、それはここで言いますと5のところ、後ほど触れますが、今回は引き続き検討課題として残すと整理させていただきましたので、これを最後にしております。そのほかのところは一定の結論を得たところですので、これを前に出させていただきます。

別表Hも後で触れますけれども、研究会としては方向性を出させていただいて、あとは行政庁で検討してくれということで結論を出したということで一番最初にしているという構成になっております。

(「はじめに」)

それでは、文章でございますが、その左の「はじめに」のところでございます。

最初のパラグラフは、この会計研究会の設置の経緯が書いてあるということと、2番目のパラグラフにつきましては、これまで2回報告を取りまとめたという経緯が書いてございます。

3つ目のパラグラフは、28年度でございますけれども、新制度への移行がほぼ完了し、新制度のもとで運用が積み重ねられる中、この3つの観点から実務上生じているもろもろの課題について検討を行ったとしております。

4つ目のパラグラフでございますけれども、今の目次の構成に絡みますけれども、今回の検討においては、法人にとって煩雑でわかりづらいという指摘がある別表Hのところとか、定期提出書類上の記載方法といった改善や明示が求められる点については一定の結

論を得たとした上で、一方、当初の想定より論点が多岐にわたった特費の関係につきましては、今後も引き続き検討課題として残すこととしたと全体のまとめをしています。

その上で次の「今回の報告は」のところですが、ここは一つのポイントかと思いますが、これまでの2回の報告とは異なり、公益法人会計基準、その運用指針を補完するものとの位置づけではないと記載しています。今回は新たな何かルールを設けるとかいったものがない規範性のないものでございますので、これまでの報告とは異なるということを言っています。その上で、今後さらに検討を重ねていけば法人運営の実務にも貢献するという記述しております。その上で、公益法人会計は、公益法人が国民や関係者の理解を得て公益目的事業を適切に実施していくために必要なインフラであるとした上で、今後とも検討・提言に取り組んでまいりたいという結びにしています。

(別表H)

それでは、具体的な内容でございます。3ページ目の別表Hのところでございます。1の下最初のパラグラフでは、この別表Hとは何かということが書いてあります。1行目の真ん中ぐらいのところでございますが、別表Hを毎年度計算するのは、取消しが行われた場合に過去にさかのぼって計算するのは困難だということを述べました上で、「このように」以下ですけれども、毎年度計算することは一定の理由があるものの、法人においてはわかりづらいとか、そういう意見があったので検討することとしたという問題意識の設定のところを書いているということです。

それ以下が検討の内容の記述です。「まず」以下でございますが、公益目的取得財産残額とは何かということを書いた上で、「したがって」のところ、公益目的取得財産残額は、基本的には公益目的事業会計に区分される財産の額に相当するのだということで、現行の別表Hにかわる算出方法としては、公益目的事業会計区分のストック、正味財産残高を基本として調整する方法と、フロー、PLの正味財産増減額を用いて算出する方法が考えられますけれども、ストックベースについては正味財産残額を区分会計していない法人があるということで、このPLのフローについて検討することとしたという経緯が書いてあります。

その上で、4ページの上のほうですが、式で公益目的取得財産残額は前年度の残額に当年度のPLの増減額に $\pm\alpha$ にして、この $\pm\alpha$ にどういう項目があるのかについて検討を行ったということを書いています。

その下、その結果のところ、 $\pm\alpha$ としては、①時価評価方式を採用している場合の投資有価証券の時価評価損益以下、5つなどがあるということが判明したと書いてございます。この前の研究会で8つぐらい挙げておりましたけれども、それをまとめますと7つ $\pm\alpha$ としていますが、余り細かく全部書く必要はないのではというご意見もあり、本当に7つかどうかというのは引き続き検証したいと思いますので、この5つなどという形にしています。

その上で「しかしながら」のところですが、調整項目のうち①を除いてはレアケースということでございますので、そういう±αだったとしてもその場合にのみ調整を行えば残額と違うことはないということで、「このため」のところ、PLを用いて作成するというところでいろいろメリットがある、より簡便に計算できるし法人の事務軽減も負担できる、計算上の誤りの回避もより可能になることを書いた上で、「このような検討結果を受けて」と、ここは結論でございますが、今後は行政庁において法人側のニーズも踏まえながら、正確な公益目的取得財産残額の算出が可能か、法人の負担軽減につながるかなどといった観点から、その具体化に向けて、さらなる検討・検証を進めていくべきという結論にしてございます。

「なお」以下のところは、そもそも別表Hはわかりにくいのではないかとということで、今回、研究会でもつけさせていただきましたが、別表Hと財務諸表の関係をまとめた表を別添1でつけておりますし、今後ともFAQ等でわかりやすく説明していくことが重要であるとしています。

資料-2を見ていただくと、この計算の整合性の検証は後ほど岸補佐から説明しますが、資料-2を1枚めくっていただきますと、いろいろ数字が入っていますけれども、大体こんな資料-2の数字が入っているところですが、ご覧いただければと思います。今、調整項目が7つあるという前提で、イメージというか、一例というか、こういう簡便版があるのかなとつくってございます。前年度の公益目的取得財産残額を①に書いていただいて、当年度のPLの増減額を②に書いていただく。大体の法人はこの①と②を足して下の計に進むわけですが、時価評価法を用いている場合でその時価評価損益がある場合は③、これは比較のあるケースだということで少し大き目の四角にしてございまして、そのほか以下の場合があればということで④、⑤、⑥と調整項目を挙げています。

その上で、下のほうですが、当年度において以下のことがあった場合には別表Hに戻ってくださいということで、○が2つと「等」も入れて調整項目の3つは、この場合には別表Hにしてくださいとさせていただきます。これは全部この簡便版に書くとわずらわしいということもございまして、例えば、公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産としたというのは細かいことですが、例えば、公益目的保有財産を法人会計に移した場合、その法人会計からそれに相当する額が公益目的事業会計にちゃんと入っていればPLに反映されますが、債権債務で処理した場合には入ってこないとか、いろいろ複雑な場合もありますので、これらを全部別表Hの簡便版にするのはいかがなものかということもあり、こういう場合は別表Hに戻ってくるととりあえずしておりますけれども、これもいろいろバリエーションもありますし、デザインもいろいろ仕方はあると思いますので、そういった点は引き続き検討していきたいと考えております。数字のことはまた後ほど御説明します。

文章に戻っていただきたいと思います。以上が、別表Hの1のところでございます。

次は、5ページでございます。

(剰余金の発生理由・解消計画の記載例等)

「2. 定期提出書類上の記載内容の明確化(剰余金の発生理由・解消計画の記載例等)」の別表Aでは、要は剰余金の発生原因とか解消計画の記載の方法がよくわからないということで検討して記載の留意事項と基本的な記載例を示すこととしたという内容です。別添2で、これも研究会で出させていただいた資料をつけているものでございます。さらにその上で、今後、FAQとかで周知徹底を図ることが必要であります。「なお」のところは、今回は基本的な記載例でありまして、個別具体的なケースに応じた記載例はまた今後の検討としたいと書いてございます。

(公益法人会計基準等の一覧性及びFAQとの整合性)

3でございます。(1)が公益法人会計基準と注解と運用指針の統合版をつくる、なれない人にとっては3つに分かれていてよくわかりにくいということで、合体したものです。これも研究会でお示しした資料を別添3とつけてございます。(2)は、FAQと公益法人会計基準との整合性の関係、FAQで根拠となる会計基準等が書いていないということで、そこは明示していくべきではないかということと、会計基準との記載の整合性を図ることが望ましいとしています。その上で研究会においてはFAQのポイントなどがわかりやすくなるように早見表をつくったということで、これも研究会でお示ししましたけれども、その資料を成果として別添4としているということでございます。

(異常値)

4の異常値のところでございます。これは特定の年度に公益目的事業の大部分を特費の取り崩しによって賄う場合に、公益目的事業比率の基準を満たさなくなってしまう、これは結局結論が出なかったのものでそのままですが、現時点では事案が少なく、固有の状況が影響しているということで、結論には至らなかったということですが、これは座長からも、特費の使い方というのは、注意喚起というか、アナウンスすべきということでございましたので、「いずれにしても」以下のところでございますけれども、特費については積み立てる額は費用に算入される一方、崩すときには費用から控除されるということを各法人が十分認識して活用していくことが必要であるということを書いているということでございます。

(特費)

5の最後のところでございますが、これは逆特費とかB特費とか言ったところですが、もともとの課題設定は特費の運用の点検と遊休財産額算定の控除対象財産の明確化という2つの項目でございましたので、それをタイトルにしてございます。

まず、逆特費のほうの問題設定のところを書いてございますが、最初に特費はいろいろ活用されていることを書いた上で、将来の収支の変動に備えて法人が積み立てる資金につ

いても、要件を満たす限りで特費を用いることができるということが書いてあります。しかしながら、どういう場合であれば認められるかについてわかりにくいということで、このあたりを検討したということでございます。

もう一点、遊休財産額算定の控除対象財産の明確化のところですが、これはもともとの課題設定のときは6つある控除対象財産の繰入れが法人によって様々になっている。そこを課題設定として挙げたわけでございますが、研究会の議論では、その中でも金融資産の積み上がりが公益目的事業に使えるのか、そこを非常に問題視したということで、そこも含めて所要の検討を行うこととしたという記載をしています。

その上で、控除対象財産を6つ書いてございますけれども、その下のところで中身の検討に入ります。「まず」のところは逆特費のことを書いています。実際の議論では、逆特費もB特費もいろいろ混然一体となって議論しておりますけれども、報告書の記載はそれぞれ書くことに整理しました。逆特費のところは、「まず」ですけれども、将来の収支の変動に備えて法人が積み立てる資金を特費として保有することがいろいろ書いてありますが、要件を満たす限りで有効に活用されるべきであると、研究会の議論でも総論的には認めていいのではないかとということございましたので、こういう書き方にしていただきます。ただ、この際にどのような条件を整えばこの要件に合致するかということにつきましては統一的なメルクマールを設定することが困難ということで、具体的な事例を提示していくのが有効であると記載しました。

「加えて」のところでございますけれども、特費を新たに定義し直す、B特費の中とか外とかいろいろ議論しましたけれども、定義し直してその要件を定めることについても、研究会でもこちらの御説明をさせていただきましたが、なかなか難しいということです。このため、これらの点については、事例の蓄積・提示に努めるとともに、遊休財産の問題とあわせて検討を深めることとしました。

「次に」の遊休財産に係る控除対象財産のところですが、いわゆる「6号財産」等に積み上がって公益目的事業に使われないという事例があるけれども、これは控除対象財産の趣旨を踏まえれば、実態は是正されることが望ましい。これを問題意識としてはっきり書くということです。

ただし、これまでは金融資産の運用益についても、寄附者の意思により用途が指定される場合があると整理してきたところがあるということと公益目的事業を行うために使われていない財産が積み上がる背景には、その法人の責に帰さない事由により生じた剰余金がある場合もあるという、これはそれ以下の検討策を考えるときの留意点として考えたことと書いてございます。

「このため」以下にとるべき方策が書いてあるわけですが、まずは具体的な事例の提示だとかわかりやすい早見表の作成等により、各財産の趣旨や内容を明確化、法人の理解を醸成ということから始めるべきである。その上で、加えて今後こうした実態を是正するためには、控除対象財産として一定の時期に特定の公益目的事業へ支出することが求められ

るという特費をより活用することによって、資金が公益目的事業に使われることを担保することが考えられる、「この場合の」以下の1文にいろいろB特費とかを議論していただいたことが凝縮されていますが、この場合の特費に関して、その条件はどのようなものであるべきか、公益目的事業への支出を担保するための内部統制のあり方をどのように考えるべきか等については、さらなる検討が必要であるとしてございます。これはB特費で新類型みたいなことについて議論したということですが、これはまともになかったということで、実現がまだわからない中でそういうことを如実に書くというのは、いろいろ期待をさせたり、また、物議を醸すことになるのではないかとということで、B特費とか、新類型とか、そういうことがわからないような表現にしつつ、ただ、いろいろ御議論いただいたことは読めるような表現としています。

結論につきましては、いずれにしてもこういう控除対象財産についての課題は、先ほどの収支変動に備える特費の課題とあわせて、引き続き検討を進める必要があるという結びにしております。

この特費のところにつきましては、金子先生から意見がございましたけれども、これは後ほど御議論するときに御紹介させていただきたいと思えます。

以上でございます。

資料は、先ほど御説明したように別添1から別添4までつけておりました、その上で「別添」と振っていないのですが、別添4の後ろに別表Hの簡便版をイメージでつけてはどうかと考えています。± α が7つあるというのははっきり見せずに、イメージをつけてはどうかということをつけてさせていただいております。それ以外は研究会の開催のもともとの資料をつけるという構成でどうかと考えております。

資料-1の説明は以上でございます。

(簡便方式と別表Hの整合性)

○岸補佐 それでは、資料-2でございますが、お手元のクリップどめのものでございまして、資料-2といたしましては、別表Hと簡便方式の整合性の検証ということで、これは何かというと、今、次長から御説明がありました本文の4ページの中ほどに、「しかしながら、これらの調整項目のうち、①を除いて該当する事例が起こる場合は限定的と考えられ、± α （調整項目）があったとしても、その場合にのみ、必要な調整を行えば、別表Hの当年度の公益目的取得財産残額と相違することはない」というところで、これに実際に数値を入れて検証したというのがこの資料-2でございます。

この資料-2は、事例1、調整項目のない事例、先ほどの①+②で、事例2で投資有価証券の時価評価損益のある事例ということで、①+②+③、多分ほとんどこういった2つのケースであって、先ほど説明したほかの調整項目はまれに出てくるケースだと思いますので、代表的な例として、事例1と事例2を御紹介させていただきます。

それでは、1ページめくっていただきまして、まず、事例1でございます。右下に通し

番号で1-1、1-2、1-3、1-4です。1-4がA3版のペーパーになっています。これは正味財産増減計算書内訳表です。

これで説明させていただきます。まず、1-1です。別表H簡便版ということで、①が前事業年度の公益目的取得財産残額ということで、1-2は別表H、事例1の前年度です。前年度の一番下のところ、「3. 公益目的取得財産残額」△21,950,000円が、1-1の一番上、①の金額として入ることになります。

次に1-3です。これが当年度の別表Hでございます。これで先にそれを御紹介すると、同じように「3. 公益目的取得財産残額」が△28,505,000円ありますけれども、これが1-1の①～⑥の計で二重囲いにあるところに数字が入ります。

A3のペーパーを見ていただけますでしょうか。1-4でございます。これは公益目的事業会計、この下のところの②というところが「小計」ですが、これは当期一般正味財産増減額ということで、当期指定財産増減額はゼロですので、この②の金額で△6,555,000円が1-1の②に入ることです。

以上で、これは合計で差し引きが一致しているということです。

○川淵局長 今、従来の別表Hを使った計算と前年度がこうなっていて、当年度がこうなっていますということです。きちんと計算した結果、こういう変動のよって当年度は△28,505,000円になるけれども、ちなみに我々が考えた簡易な方法で当期の一般・指定の正味財産増減差額から出てきた方法によると、このような簡易な表になるのだけれども、このとおり、簡易な方法で使ってもきちんと正確に算定ができますという意味です。説明の仕方がそういうことになります。

○岸補佐 はい。今、局長から説明がありましたように、1-1のところの簡便法でやった結果といたしまして、当事業年度の公益目的取得財産残額①～⑥の合計ということで、△28,505,000円、見ていただいた別表1-3で数字を入れていって、結果として24欄で△28,505,000円で一致するという計算になります。これが事例1です。

もう一つ、事例2でございます。これも同じく2-1から2-4まで同じような並びになっています。まず、2-1の簡便法、別表Hの簡便版ということで、前事業年度の公益目的取得財産残額、①の金額が1,349,000,000円という金額で、これに当期増減差額を足したものが②に入って、あとは時価評価です。これは損になっていますので、プラスして①～⑥の合計で1,365,804,500円、この最後の数字が、資料2-3で当年度の別表Hで数字を具体的に入れて計算したものが24の欄です。①～⑥の計で一致しているということで、これについて若干補足させていただきますと、A3版のペーパー、2-4です。これを簡便法のところでどう導いたかということを示しております。

先ほどの②の金額は（ア）当期一般正味財産増減額＋（イ）当期指定正味財産増減額ということで足して、これで△2,695,500円あとは③で評価損益を戻してこれを排除するところでございますけれども、これは上の（ウ）評価損益等計で2,500,000円の損、これに下の（エ）指定正味財産増減の部ということで基本財産評価益と特定資産評価益、これを全部

(ウ)と(エ)を足すと損で19,000,000円になりますので、これを先ほどの2-1のところで②で加算します。

このように数字を入れて、ここで検証させていただきました。

私からは以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

この事例も公表していくことになるのでしょうか。

○小森次長 これは報告書には入れないでおこうかと思えます。

○高山座長 入れないのですね。わかりました。

○川淵局長 その点なのですけれども、御議論いただければと思うのですが、わかりやすさという点では、こういう検証ですごく簡単な計算方法のように見えるけれども、実はこの別表Hと財務諸表との対応関係はこうなっていて、だからこれでできるのではないかと、思って実際に検証してみたら多くの場合においてはこれが使えるというのを我々は検証しましたということにもなるので、対外的にはこれを見せないと一体何を言っているのだろうかということにもなると思うのです。

ですから、これで決めてしまうわけにはいかなくて、恐らく実際にそれを適用していくに当たっては、確かにこれが便利だということを確認するとか、あるいは確かにいろいろな方から見てもこの計算は正しいというところを確認いただく必要がありますけれども、その上で一つのモデルとして我々が考えたのはこういうことで、詳細についてはまた行政庁に詰めていただく必要があるけれどもというところで、見せたほうがわかりやすいというところはあると思うのです。だから、そこは御議論いただければと思います。

○高山座長 わかりました。

今の資料1、資料2の御説明がありました。全部を一緒にやってしまいますと議論が錯綜しますので、段落ごとというか、一つ一つ皆さんの御意見をお聞きしていきたいと思っております。

【議論】

(「はじめに」)

まず、1ページ目の「はじめに」を事務局案として、また、私もこれを拝見させていただいているのですけれども、こういう形で、今までの26年、27年の報告書とは少し毛色の違った報告書になってしまっていることを示して、そういう意味では、以前の分は相当正確性を求めていたのですが、今回は方向性を、一定の結論は出ていますけれども、前回とは少し性格の違ったということを書かせていただいております。

ただ、将来的にもしっかりと専門的な見地から検討していきたいということを最後に決意として表していただいているという状況ではございますが、この「はじめに」の文章で何か気づいた点がございましたら、皆さんの御意見をお聞きしたいと思っておりますが、長参与、いかがでしょうか。

○長参与 特に今回のものはございません。

○高山座長 中田参与、いかがですか。

○中田参与 これを読んだときに、規範性があるかないかの区別がわからないというか、この報告というのは規範性があるものだとして今まで受け取っていたのに、何で内容がこうだと規範性が急になくなるのかというのがよくわからない。つまり、規範性のあるなしがどこで決まっているのかということ、初めての読者には理解できない。ここに違和感が私にはあったのです。謂わんとしていることはわかるのですが、内容で変わるのか、それは何なのかということがよくわからないので、その辺の御説明ということを加えたほうがいいのかと思いました。

以上です。

○高山座長 ありがとうございます。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 この報告書の内容がそもそも規範性云々という内容ではないかと思しますので、経過報告と今後の方向性というところを示されているのでいいのかと思います。

○高山座長 ありがとうございます。

梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 私も、規範性というか、今のお話と同じです。結構でございます。

○高山座長 過去2回の書き方は、相当指導性の強い、規範性の強い報告書を出していただいておりますので、読む方がそういう目で見るとむしろ困るということでこういう形にさせていただいておりますが、今の皆さんの御意見をお聞きした中では、大体いいかなと思います。中田参与の御意見もよくわかるのですけれども、これは検討させていただきますが、また後の部分もありますので、先に進めさせていただきます。

○小森次長 今のことに関連してなのですけれども、タイトルについてです。昨年までは諸課題の検討結果と書いていましたが、今のような規範性がないとか、そういうことも踏まえまして、検討の整理と書かせていただいています。

○中田参与 私は、研究会の報告書は規範性があるとかないとかというものではなくて、内容的にあって、行政庁がこれは取ろうとか、こういうことを意見としてもらったのでこうしようとかと決めたこと等について規範性があるとかないとかということであって、結果として規範性にかかわるのかどうかというのは、報告書自体の規範性があるなしではなくて最終的な結果として出てくるものだと思っています。書き方に違和感があるのが意見を言っている報告書自体がこれは規範性があるとかないとか言っていることに違和感があるということです。結果としては規範性がないというのはわかるのですけれども、報告書で言うことではないのかなと思います。規範性のある内容とはならなかったということですね。だから、書き方の問題だと思うのですけれども、そのような規範性に関する委員会、研究会の考え方の位置づけに違和感があったということです。

○高山座長 わかりました。

局長、ご意見をどうぞ。

○川淵局長 今のお話は、仮にこれまでの研究会で規範性がありうるものを扱ったとしても、規範性が生じるのはその後の扱いの話であってと、そこに違和感があるということですね。

○中田参与 それが通常なので、この内容は規範性があるとかこの内容は規範性がないとかということを経験が決めることではないような気がするということです。

○川淵局長 趣旨はよくわかりました。

○高山座長 まさに御趣旨はわかるのですが、今までの2回の続きで読者が読んでしまいますので、そこに対する注意喚起の部分だと理解していただければいいと思っております。どうぞ。

○坂井企画官 独立行政法人のときの経験を踏まえますと、会計のフィールドとしてはこういうことを研究していただく、その研究会報告書を出て、当然のことながら、法を所管している制度官庁として行政的にどう判断するかということを出してこそ、初めて規範性という議論ができると思います。

これにつきましては、この本体自体の位置づけはまだ結果ではございませんので、まだ検討は進行中で、それを総合的に見て、最終的な適用期間を含めてどう判断していくかというのは、別途行政庁で判断させていただくという整理かと思えます。

○高山座長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○梶川参与 極めて修文的な話で、8ページの最初の段落、「積み上がる背景には、法人の責に帰さない事由」と、この「法人の責に帰さない」というところはいいのですけれども、「生じた剰余金がある場合もある」と。これは「剰余金」というお見合いは、我々のに言うと、どちらに使われているのか。この前は借方的に財産が積み上がると言っておき、この「剰余金」という意味合いは、借方的な剰余と、剰余から生じた財産がある場合もあるということなのかなと。

○高山座長 そうですね。借方か貸方かの問題ですね。

○梶川参与 その部分が気になるというか。

○高山座長 それも含めて金子先生からも御指摘が出ておりますので。

○梶川参与 コメントにもありましたね。柄にもなく細かい話をさせていただきました。

○高山座長 それは後ほど5番目で議論させていただきます。

○梶川参与 済みません。ちょっと先走ってしまいました。

(別表H)

○高山座長 また1番目に戻りたいと思いますが、H表の整理はかなり精力的にさせていただきました。事務局に実際に事例を使ってくださいと申し上げて、先ほど岸さんから事例を挙げていただきまして、これは事例が挙がってくるとこういうものだということです。

その事例も含めて開示をするかどうかという話をさせていただいたのですが、それも含めて皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。まず、H表の検討について書かせていただいているのですが、4ページ目でございます、今回はフローですね。ストックの場合、利益の50%までしか積んでいないところは、任意でつくっている場合もあるのですが、貸借対照表内訳表をつくる義務がないので貸借対照表からは持ってこられないということで、正味財産増減計算書から持ってきましょうという整理をさせていただいております。その場合の剰余に±αの調整項目があるかどうかという議論をさせていただきまして、先ほど7つか8つ、もしかしたらもうちょっと出るかもしれないということで「等」ということで、代表的な事例を、当初はもう少し少なかったとは思うのですが、少しふやしていただいて5つぐらい計上しております。これをH表の簡易表でしっかり書いていくことによって、次年度以降に持っていくところでございます。

合併につきましては、会計処理がまだ決まっていない部分もありますので、この簡易表でできるかどうかという疑問もございます。含めまして、そういう場合があったときには、簡易表の下のところにちゃんとH表をつくってくださいという文言も入れております。

4ページ目の「このような検討結果を受けて」ということで、私どもがこういう提言をした結果、行政庁においてもこれから具体化をしていっていただくということで、ある意味、宿題を我々から出させていただくという体裁になっております。

この表現を含めまして、また、先ほどの資料-2、簡易版と正規版の比較表を開示するかも含めまして、長参与から御意見を伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○長参与 別表Hは非常にわかりにくくて書きづらい表だったので、そういう意味ではほとんどあり得ないようなところは省いて、当期正味財産増減から始まるというのは非常にいいことだと思います。

資料-2の事例ですけれども、どこかの形で示してあげないとわからないですね。数字を見るとやはりわかりやすいですね。数字がないと、文章だけだとわかりづらい面がありますので、これはどこかで示していきたいと思っております。

本当にあり得ない例だろう、ほとんどないだろうということで省いていただいたところですが、4ページのところのそれぞれのケースの⑤です。前回もちょっとあったのですが、公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合というのでほとんどないのですが、ただ規定として書いてあるのでという、確かにそうなのですが、ここでひっかかっていまして、前回もちょっとひっかかったのですが、収益事業等をしていない場合は法人会計をなくすことができました。私どもの検討結果で、なくすことにしました。その場合、管理費相当額は公益目的事業財産以外のために使用する財産とみなすことができることにしましたので、そうすると、法人会計があるところはこれを使ってしまっているのです。実際に使っている。H表にも影響する。ただ、法人会計をなくすとH表に影響にしないというのがありますので、そこがひっかかっていまして、

非常に小規模なところで管理費の財源で苦勞しているところは間々ありますので、そういったところに関しては、ここでは決まっていることなので何とも言えないですけれども、法人会計をなるべくなくして軽くなってくださいという指導をすれば、この問題もなくなるだろうというので、そこが前回もひっかかかっていまして、やはりこれは指導するべきだなというのがこれに関しての結論なのです。この報告書は別にこれでいいのですけれども、指導してあげないと、かえって苦しいというか、無駄な作業がふえてしまうというのがありますので、そこだと思えます。

○高山座長 確かに26年度報告で、法人会計をなくすることができる。あったほうが良いという文章には記載しているのですが、法人会計区分を省略することもできますよという26年度報告で出してしまっておりますので、確かにそれとの齟齬の問題はあるなど、それは失念していたのですけれども、長参与からの御指摘でございました。

それでは、中田参与からどうぞ。

○中田参与 御質問させていただきたいのですが、先ほど資料-2の事例なのですが、簡易版をつくる時には、実際に法人が簡易版をつくれれば別表Hは出さなくてもいいという取り扱いになるのでしょうか。

○岸補佐 補足になりますけれども、初年度とか、最初の年は別表Hを使って、項目によってこういう項目の中で適用できるということです。

○中田参与 こういうものがないときに、すごく簡単なこの簡便法で終われるときは、出さなくてよろしいでしょうか。別表Hを書くのだったら簡便法にしても同じなので、そのところです。逆に、簡便法を使ってまた別表Hを書くとしたら、いろいろかかってしまうので。

○岸補佐 簡便法を使うときには別表Hは要らないです。

○中田参与 要らないのですね。そこがこの中で読めないのです。

○岸補佐 まだ詰め切れていないのですが、そのあたり、特定の項目が出たら別表Hに戻るといったことです。

○中田参与 もちろんそういう特定の項目でのときはそうだというのはわかるのですが、特定の項目が出ないものが大半だという理解で進めていますけれども、この資料-2の整合性の検証の書き方ですと、何か両方つくるのかなと読んでしまう場合もあると思うので、その簡便法だけで通常は完結するのですということを明らかにしていただかないと。

○岸補佐 この資料-2はあくまでも一致するというので、そこまでは特に言っていないのです。

○中田参与 この報告書の書き方の中でも、簡便法を用いたら別表Hを書かなくていいということは明示していただきたいと思っているのです。簡便法で簡単に計算できるということがわかって、結局は別表Hをもう一度つくらなければいけないのかなとか、そのように思う。私もこれを見たときに思いましたので、そういうことはちゃんと書いていただきたいと思えます。これ自体はとてもいいことで、別表Hの簡略化というのは前

から思っておりましたので、私はこれに賛成です。

以上です。

○高山座長 どうぞ。

○川淵局長 具体的に、別表Hをその場合はなくしてしまうか。そこですね。なくしてしまっても、別表Hにかえてこれにするという考え方もあるだろうし、別表Hの形だけ残すのだけれども、簡便法に計算と書いて最後の数字だけを書くとか、いろいろな処理の仕方はあると思いますけれども、発想は別表Hのいろいろな細かい数字を入れて計算するのが面倒くさい、煩雑であるというところから、もっと簡単にできないかという発想でございますので、私は、当然これを用いたときに、別表Hは今までどおりつくるのだけれどもこれもつくるというイメージではなくて、代わるものとして使うというイメージを持っております。

○中田参与 その辺のことが人それぞれによってイメージが違うので、別表Hをなくしてしまうのかと思う人もいますし、そうではないと思う方もいらっしゃるのので、私の理解としては、別表Hはなくならないと。あくまで簡易版で計算できるときに限って簡易版でいいというイメージだと思うのです。なので別表Hを使わなければいけないときは別表Hに戻るのだということが書かれていると思うのですけれども、その辺の内容がこの報告書だけではなかなか読み取れない、はっきりしないので、その位置づけをはっきりしていただきたいというのが希望です。

以上です。

○高山座長 事務局のエクスキューズではないのですが、簡易版を出すかどうかということで少し悩んでいたと思うのです。ですから、簡易版とはっきり書けない中で、やはり出さなければいけないと、私も出さなければいけないと思うのですけれども、そうなってくると、少しその齟齬がありますので、文章については考えさせていただいて、どこかで簡易版というものを書いていけばいいわけですから、もう少しこれは検討させてください。

それでは、上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 すみません。今のお話の繰り返しで、改めて確認させていただきたいのですが、この文章を読む限りは、別表Hに代えて簡易版を出しますとか、そういったことは全然読み取れなくて、検討段階ですというところの報告に読めるのです。だから、将来的にもしかしたら簡易版というものが出るかもしれないという、そんなニュアンスにとれるのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○小森次長 検討の方向性はここに示していただいているので、それを受けて具体化を進めていくという意味ではそうです。

○上倉参与 さらに検討を進めた結果、簡易版を出すかもしれないということですか。

○小森次長 一応、出す方向です。

○上倉参与 出す方向なのでしょうけれども、まだこの段階では出すことが決まったわけではないという読み方でよろしいですか。

○小森次長 研究会の報告としては、出す方向に向けて検討、検証をしていくというメッセージで、あとは行政庁でやるということかと思えます。

○上倉参与 この資料-2は具体的な数字が使われていますので非常にわかりやすいかと思えますので、FAQ等でこういった検証ができるのですということを示してあげたほうがいいのかなとは考えています。

○高山座長 報告書ではなくて、FAQの中でこちらの検証版を出していくということですね。

○上倉参与 はい。

この資料-2の右下1-3のページで、一番下に公益目的取得財産残額△28,505,000円という数字が記載されていまして、一方で、次のページの1-4、A3ですけれども、この公益目的事業会計の一番お尻の数字、正味財産期末残高△26,555,000円、ここは当然数字が違ってることがあり得るといことなのですが、この数字の違いがどういうことに起因しているのかということも、ここで触れてあげたほうがいいのではないかと。

今、フローの検証では、この正味財産増減計算書の増減額と別表Hの取得財産残額の増減が一致しますということを行っていますので、基本的にはこの正味財産増減計算書の期末残高が別表Hの一番最後の数字につながってくるのではないかと、読者は読むのではないかとと思うのです。したがって、この差額は過去どういうことによって生じているのか、このケースはこういうことを想定して事例をつくっているのだということの説明をあげたほうがいいのかなとは考えていますが、いかがでしょうか。

○小森次長 端的な違いの例を挙げればよいと思えますけれども、基本的には公益目的取得財産残額というのは、公益目的事業財産の額なので、公益認定を受けてからもらった寄附とかの使い残し分なのか、公益認定前から持っている財産で、公益法人になってから公益事業会計に入れている現金とか、そういうものは当然食い違いが生じるということかと思えますので、そういったことがあると。

○上倉参与 その事例の中でそういったことを解説してあげたほうがいいのかなと。

○小森次長 そこは厳密にいろいろと書けないのです。そういう理由があるので違うということは書けるのかなと思えますけれども。

○上倉参与 そうすると、これを書くのはなかなか難しいのですかね。

○高山座長 基本的に、H表は積み上げていかなければ後日検証不能でしたね。まさにそれですよ。期末の剰余金ではない。

○中田参与 移行のときの流動資産、流動負債から始めないといけないのです。

○小森次長 前から持っている流動資産などは明らかに違うというのはわかるのですけれども、そのほかはいろいろとなかなか難しいところがあります。

○岸補佐 それは別のアプローチで、正味財産残高で検証、簡便法を拾えるかという検討をしたのですが、先ほど次長が申し上げたように、それができないのでこちらの方法になったので、ここの説明は非常に難しいのかなと。

○上倉参与 言葉で示してもなかなかわからないですからね。

○高山座長 小森委員、どうぞ。

○小森委員 この簡便法の計算例の見せ方の位置づけが今一、私はよくわからないのですが、結論的に言いますと、H表と簡便法で一致するのですよというメッセージは何の意味があるかということです。読み手としては、別にどうということはないのではないかと思います。それはこちら側の事務局サイドで検証結果が一致するということを確認ただけで、別にこの簡易版が使えますということが示されれば、読み手としては、ああそうか、これを使えばいいのだなど。先ほどの論点は残っていたにしても、一致しますよというメッセージは必要があるのかなという気がして、これを研究会の報告書に入れるのであればいいかなという気はするのですが、公表版として、この簡易版の解説ということになると一致していますというのは余り必要はないのではないかという気がします。だから、見せ方のステージによって変わるのだらうと思います。それをどうするのか。

○高山座長 先ほどFAQというお話もありましたし、この中に入れ込むか。当初、この簡易版のイメージがありますが、これを入れるかどうかという話が実はあったのです、この検討の中にイメージを入れましょうかと。イメージが入ってこないと迫力がないという話がありまして、このイメージを入れていこうということ。ただ、イメージだけだとなかなかわかりづらい。きっとこれを見る人がわからないので、やはり数字が入ってこない。このままだと多分だめだと思うのです。

○小森委員 それはいいのです。

○高山座長 それで、数字が入ったのです。さらにこの数字を検証という形になって、確かに一致するという納得感はあるのですけれども、本当はもう検証されているならこのイメージだけでもいいのかもしれない。ただ、これはわかりづらいから、どこかで説明をしなければいけないということだと思ふのです。その入れ方なので、これをどう入れていくかは事務局サイドに任せていただいて、これを見る方、使う方を想定しながら考えさせていただくということによろしいですか。

梶川参与から何か御意見は。

○梶川参与 結構です。私は入れてもいいかなと。

一致しているのを検証というか、もともとこれは変わらないのだということ表現しているという考え方もあると思うので、今、おっしゃったように、こういう表がないと文章だけではイメージが湧かないのでこのテーマとしてこんなことも考えていて、でも、内容は変わらないということをむしろ表現しているということで、一応確認しているという、それは当たり前で、要するに、言っていることは同じでできてくる数字は同じなのだという強調例として見ていただくという手は、十分にあるのではないかという気はします。

○高山座長 局長。

○川淵局長 恐らくこの簡易表ではこういう感じになるのですとか、あるいは、簡易表に沿って計算すると、事例はこうで、答え合わせもしてみたけれども、それは正確にできていますと、ここまで言っていくと、これからの世の中はH表ではなくてこの簡易表でオー

ケーと受け取りますので、どの時期からそのように移行するか。そこまでのプロセスは、確かにこれでいいですねという確認をとらなければいけないので、一定の時間は必要ですけれども、ある時期からこれでよくなると受け取りますから、もうそうなるという、我々自身の覚悟というか、理解というか、割り切りというか、そういうところが少し気になっていて、私自身は割り切っているのではないかと思っているのですけれども、そこだけは少し気になっているということです。

○高山座長 これはきっと実務にとってはすごい効果というのですか、皆さんに喜んでいただける表であり、1-4と1-3を見ていただきたいのですが、1-3の3番目、寄附を受けた財産の額1,445,000円と載っています。一方、1-4を見ていただくと、これはどこから来るかという、受取入金と賛助会員受取会費と受取寄附金の3つを足すと1,445,000円になるのです。実務は、寄附を受けた財産として書く場合に、この350,000円だけを書いてきて、会費の中に社員から支払った会費として1,000,000円を入れたり、あるいはこの95,000円を入れないで空中に浮いたり、それでしょうがなく13番に入れたりということで、非常に書き方で迷っている部分でございますので、事例が事務局にあると思うのです。よく間違っている事例です。結局、H表になればそんなものは要らないのですけれども、実務は本当に間違っていました。ですから、こういう事例を見せることがすごくプラスになると思いますので、私としては、できればそんなものもどこかに入れ込んでいただくと。数字ももう一度検証するという形です。

○川淵局長 実は事務局内でこういう計算例をつくってもらったときに、実例を持ってきてやっていると、間違っているという事実があったのです。H表が複雑だから間違いやすいことがあって、一度間違っただけで出されて、こっこの事務局側で各法人を全部検証するのということ、実務的には極めて困難なのです。そういう意味で、お互いに間違いが少なくなるという効果も実はあるという感じがしております。

それから、私は、この公益目的取得財産残額というのは、何でこんな計算をするのかという点で、法律上は万が一解散したときに処分すべき財産を常に確定していないといけないからということなのですけれども、見方を変えると、自分のところに公益目的のために使うべき財産は今幾らあるのかというのを常に確認しながらやっておくと、単に役所から求められているからこんな計算をしなくてはいけないのですということではなくて、別の切り口で認識していただくという、そういう方向に持っていけないかなど。その財産の状況を確認する、その財務の数字を出していくというのは、そういう意味が恐らくあるはずで、そのように考えると、仕方なく役所に言われてやっているというのではなくて、別の見方が出て、それはちゃんといつも認識しておかなければいけないと思います。

例えば、有価証券の評価損益とかで動いたりするのはあるけれども、そういったものも加味して、公益のために絶対に使わなければいけないと財産というのはこれだけあるということで、認識しながら入れていったら何か意味があるのではないかと、この検討に突き合っている過程で私はそんな感じを受けました。

○高山座長 そういう意味では、絶対にプラスになる状況ですので、これは簡易版のほうをできれば前面に出していただいて、ただ、先ほどの±αの部分でどうしても簡易表に行けない部分がございますので、その部分についてはH表に戻るというところも、ここにも書いてありますけれども、どこか文章の中にも入れたり、工夫をしていきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

どうぞ、上倉参与。

○上倉参与 別添1「別表Hと財務諸表等との関係」という表がありまして、これの表の真ん中より一番下ですか。一般正味財産への振替額が一番下にありまして、横に※8がありまして、※8で「別表Hに含めない」と書いてあるのですが、この「含めない」の中に一般正味財産への振替が入っているのですが、一般正味財産への振替は含めますよね。

○高山座長 それは一回上に乗っていますね。

○上倉参与 一般正味財産増減の部で乗っかって、指定正味財産増減の部でも乗っかるのですね。

○岸補佐 そうですね。指定正味財産は受け取ったときに適用するものですから、振替は関係ない。そういう意味で入れないということです。

○上倉参与 例えば、指定から一般に振り替えたときに、指定ではマイナスが計上されて、一般のほうではプラスが計上されますけれども、プラスマイナスを両方含めるのではないですか。

○高山座長 含めないといけませんね。

○中田参与 両方含めるか、両方外すかですね。そういうことですね。

○高山座長 そうです。だから、そういう意味では2度になってしまうから、1回指定で計上してふえさせながら、マイナスをして一般に振り替えると、どっちかを消すか、マイナスを入れるか、除外するかをしないと、2度計上されてしまいますものね。

○上倉参与 だから、これは「含める」という表現にしないとおかしいかなと。

○長参与 ここでは両方とも除いているので、整合性はとれているのです。

○中田参与 除いているということを前提にしているのです。

○黒野補佐 ここでの表現はそういう趣旨の「含めない」。

○高山座長 ちゃんと※1が「除く」と書いてあるから。※1があるのです。※1と※8がセットです。

○上倉参与 そういうことですか。失礼しました。

○岸補佐 先ほど局長から話がありましたように、別表Hと検算をやって差額が出たことがあるのですが、ほとんどが別表Hの記載の誤りで、特にこの中に入れる入れないというのは非常にわかりにくいと思うのです。ここはどうにかしなければいけないという気がします。

○高山座長 今、別添1で気づいたのですがけれども、先ほど1-4のところの受取入金

は、これでいくと社員が支払った場合はやはり7番に行って、1-4は3番に行っているのではないですか。これをもしやるのだったら、賛助会員受取入金金とか。

○岸補佐 これも実はそのまま事例で数字だけ変えているところがございます。

○高山座長 そうしないと、先ほどの数字も別添1と合わないのではないですかね。その辺も後でチェックしてください。別添1自体、H表と財務諸表の関係の整理ということで、これは載せようと思っています。

○上倉参与 これが別添1と報告書につくわけですけれども、そうすると、ますます簡便法での方向性を検討していますというのが見えなくなってくるのではないかと思います。

○高山座長 消えてきますか。

○上倉参与 そんな気がします。

○高山座長 こんなに大変だから簡便法がいるのですよとね。結論としては、こんなに複雑で、本当に間違いやすい、こんなものをつくったら間違えます。多くの法人が間違っています。言い過ぎていますかね。

○上倉参与 簡便法を検討していますというところが、文章から読み取れないなという気はするのですけれども。

○高山座長 当初、そういうふうにつくっているからです。簡便法まで踏み込めなかったもので、踏み込むかどうかイメージだけだと足りないし、数字が間に合うかというおそれもあったので、この報告書にはまだ、そこまで書き込んでいないのです。ここも座長預かりで間違えないようにしていきたいと思っていますので、預からせていただくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(剰余金の発生理由・解消計画の記載例等)

○高山座長 それでは、5ページ目にまいりまして、2番目の定期提出書類の場合の剰余金の発生理由・解消計画の記載例として、別添2を書いてあります。わかりやすくということで、剰余金がプラスの場合の表現等を、事例を入れて皆さん記載例を使っていくとなってくると思うのですけれども、これを入れさせていただいております。

こういう形でもよろしいかどうかですが、長参与、いかがでしょうか。

○長参与 特に書くべきことを一応項目として挙げていますので、さらに書きやすくはなるのではないかと思います。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 これは、前にやったよりも短いバージョンになっているということですね。前に何かあったと思うのです。この前の会の資料か何かにあったときはもっと長かったような気がするのですが、それよりも短いということですね。

○岸補佐 無駄を省いたということです。

○小森次長 文言を直しました。一番最初的时候はもっと計算表みたいな式もお示しして

いまして、ちょっと複雑なので、あれをやめたということです。

○中田参与 結構細かくて、あそこまでやっていただけるとありがたいなと思ったのですが、報告書なので短くされたということですね。

○岸補佐 今回は基本的なところということで、状況によっては複雑なところを追加していくような、今回は基本的なところと考えております。

○中田参与 わかりました。

この内容自体は問題ないと思いますので、こういう例を示していただけるとありがたいのではないかと思います。

以上です。

○高山座長 上倉参与、御意見はいかがでしょうか。

○上倉参与 別添2としてこれがつくということですので、非常にわかりやすいのではないかと思います。

○高山座長 梶川参与、いかがでしょうか。

○梶川参与 はい。

○高山座長 決定していいですかね。

(公益法人会計基準等の一覧性及びFAQとの整合性及び異常値)

それでは、3番目、この一覧性の向上につきまして、あるいは4番目です。5番目がありますので駆け足になりますが、3番目の一覧性の向上の事例です。統合版の会計基準、運用指針、FAQの早見表ということで、これを出していくということです。異常値につきましては、皆さんのお話に出ましたように、実際はレアケースだったということがわかりましたので、検討についてはこれで打ち切りということにしております。これについて何か御意見はございますか。

長参与からお願いします。

○長参与 非常に見やすくなっていて、FAQも回答のポイントがあるので非常にいいです。

○高山座長 中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 このFAQの早見表の回答なのですが、もうちょっと練ったわかりやすい回答にいただけるとありがたいのです。一見すると答えになっていないのではないかと思います。せつかくサマリーをつくるのだったら、もう少しQ&Aになってほしいと思います。FAQは本当に読みにくいので、これはQ&Aをつくっていただけるとすごく助かるのです。これだとかえってわかりにくいかなと思った次第です。

4番の異常値への発生の対応は確かに検討したのですが、こんな形で報告書に出しているのかなというのがちょっとありまして。結局、読んだ人は何を言っているのかよくわからないのではないかと思います。これは報告書に入れなくてもいいのではないかとちょっと思ったところはあったのです。検討したという事実しかありませんから、検討して何で引っ込めるのかというのもよくわからないという方向性なので、これは逆に入れたいほう

がいいのかなとも思いました。

以上です。

○坂井企画官 現場の審査を担当しているものなのですが、担当する立場で言わせていただくと、この該当法人は会計研究会での検討の実績及びそこからのメッセージを非常に重く見ておられるということで、そのヘッドに会計士の方が実は座られていまして本当に会計研究会できちんと検討してくれたのかということが非常に注目されています。そういう意味で、エクスキューズというか、エビデンスとして載せざるを得ないと事務局的には考えた次第です。

○高山座長 「いずれにしても」と書いてありますように、特定費用準備資金の使い方を間違えられたという事例がございますので、異常値が出る理由を突き詰めていくとそこですというアナウンス効果ということで出されていると理解していただきたい。確かに、騒いだ割には大したことはなかったという話なのですが。

○岸補佐 参考資料の開催のテーマのところにも検討項目としての異常値については挙がっていて、その意味で検討したという意味合いで載せたところはございます。

○高山座長 挙がっているのですね。検討項目としての異常値は出しておりますので、何らかの措置が必要ではないかと問いかけている部分についての答えと考えていただければいいと思います。

上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 特段ございません。

○高山座長 梶川参与、よろしいですか。

○梶川参与 はい。

○高山座長 それでは、この部分については、このままいくということにさせていただきます。

(特費)

5番目でございますが、特費の運用の点検及び遊休財産の際に控除される財産の明確化ということで、参考資料で書いてありますように、これが検討の初めでもございました。ただ、結論が出ていないということで、報告書にする場合には冒頭に持つていくことはなかなか難しいだろうということで、今後の検討を継続ということを示すためにも書き込みました。ただ、書き込み方がどうだったかということでいろいろな御意見が出てくると思いますので、先ほど梶川参与から8ページ目で剰余金は何ですかという御意見もありますし、また、金子参与から意見が3つ出ておまして、これも読むと、会議に参加していた人はよくわかるけれども、読んだ方からするとわかりづらいのではないかと御意見もございます。これも含めまして、この6ページ目から8ページ目にかけて気づいたこと、あるいは書き過ぎの部分、書き足りない部分、こういういろいろな御意見がありましたら、ここで話ししていただきたいと思います。

長参与、いかがでしょうか。

○長参与 結論が出なかったという点では非常に残念でなりませんということなのですが、文章の書き方がどうなのだろうか。指定正味財産で金融資産が積み上がるということなのですが、指定についての説明とか、そこまであるのかないのかという検討をしましたね。それで本当は違うのではないかというのがあったのでこの点が背景だと思うのです。その説明がありましたか。

○高山座長 そこが7ページ目の「ただし」のところだと思うのです。その上で書いてあるのが、6号財産と積み上がっていくのはよくないということで「是正されることが望ましい」と書きましたが、それまでの経緯をただし書きで書いていって、経緯を書きながらどうしたらいいかということで「このため」と書いているかと思います。そこがわかりづらいと。

○長参与 そうなのです。わかりづらいというか、やはり結論が出ないので、こういう文章にならざるを得ないのですかね。本当はこれはこうではないでしょうということを言いたいのですね。もともとの指定はそこまで言っていないでしょうということを言いたいのですけれども、多分それですっきりしないと思うのです。

○高山座長 ここは非常にねじれたというか、複雑な部分でございますので、書きぶりによっては誤解があるのではないかということが金子参与からの御指摘だと思います。

中田参与、いかがでしょうか。

○中田参与 仕方がない表現なのかなと思います。議論の状況をすごく書き込んであるので、参加した人にはものすごくわかりやすいけれども、参加しない人には、はっきり最後まで言っていないところがありますので、わかりにくいところはあるのかなと思います。

それから、金子参与がおっしゃっていたことと同意見なのは、最後に内部統制がいきなり出てくる。これは内部統制が何を言っているのかがよくわからないので、確かにそういう話は出ましたけれども、もう少し書き込まないとこのところは難しいとは思いました。そんなところでしょうか。

○高山座長 上倉参与、いかがでしょうか。

○上倉参与 私も、この7ページの下のところから8ページにかけてのただし書きの文章です。この指定になる場合があると整理されているところがあり云々、法人の責に帰さない事由により生じた剰余金がある場合もあると、ここが何を言わんとしているのかわからないのではないかという気がしています。

以上でございます。

○高山座長 梶川参与、先ほどの御意見を含めて、いかがでしょうか。

○梶川参与 先ほどの部分は細かい修文的なあれでしたが、私もこちらの金子参与と同じなのですが、この内部統制のところですか。この「内部統制」というワーディングがどう解釈されるかという部分も含めてなのですが、ここは非常に重要で、いわゆる公益事業を本気でやってという、本気で発展させる意図をぜひ書き込むと同時に、そのために組

織ガバナンスが非常に重要なのだということもあるので、修文的に言えば、またこれは「ガバナンス」というのも何を指すかわからなくなってしまうのかもしれないのですが、このあたりは内部統制よりも少し上位概念の本気度みたいなところの1、2文を何か入れていただけると、趣旨はそこにあるのではないかと思うのです。これはいいけれどもこれは悪いとかという、何となくそういうルールの話というよりは、本気でちゃんと公益事業をやろうという思いを持って、きちんとした機関決定をして、具体的にプランニングしてやっていってと、そこを1行ぐらい何か強調していただくと、私は個人的にはありがたいということです。「ガバナンス」という用語がいいのか悪いのかわかりませんが、最近のはやりもあるもので。

○高山座長 ありがとうございます。

金子参与からの御指摘ですけれども、「ご意見-1」として出ているのが「ただし、これまでは、金融資産の運用益についても」というただし書きのところですか。この段落は何を言おうとしている段落になりますでしょうか。会議に参加していた者にとっては言わんとしていることはわかりますが、果たしてこのことを本文中に記述する必要があるのでしょうか。また「法人の責に帰さない事由」はそれぞれ読者のバックグラウンドにより解釈が大きく違ってきます。したがって、報告書では使用すべきでない用語と考えます。また仮にそれらの事由によって生じたものであっても、現行制度を前提とすれば公益目的事業のために使用されるべきであって、少なくとも建前では金融資産が積み上がっていくことを合理化するだけの十分な根拠に足り得ませんと御指摘いただいています。

2つ目の御指摘ですが、今の8ページ目の2段落目、1段落目の後に「加えて、今後、こうした実態を是正するためには、控除対象財産として、一定の時期に特定の公益目的事業へ支出することが求められる」云々と書いてあって、担保することが考えられるという文章があります。会議に参加していると経緯がわかりますので言わんとしていることはわかりますが、そうでないと現行の特定費用準備資金をそのまま説明しているだけにとられかねず、趣旨が外部へ十分伝わるとは思えません。意図的に趣旨をぼやかすというのであれば仕方がないですが、本報告書においてそのような便法を使う必要がありますでしょうか。同時に本段落で「内部統制」について言及されておりますが、それまでの本文では具体的な言及がなく、本段落において急に出てきていることから無用な疑問が出てくるおそれがあるのではないのでしょうかという御意見でございます。

「ご意見-3」として、最後に「検討を進める必要がある」で終わっており、問題提起はあったものの尻すぼみで終わってしまう印象を受けますが、これでよろしいでしょうかと、ちょっと厳しい御指摘がございます。

わかりづらいという御意見、こちらに出ている方は、内部統制がなぜ出てきたかあるいはなぜ法人の責に帰さない事由による剰余金が出てくるのか、この辺の経緯はよくわかっていらっしゃると思います。また、「ご意見-2」で書いてあるようなこともよくわかっているのですけれども、言われてみれば、特定費用準備資金の説明で終わっているという

ことで、本当はこの文章で、従来の特定費用準備資金を少し超えるB特費の部分、会計的にいうと利益留保性の積立金という感じですかね。それがさらにちょっと利益が乗るような、利益留保性の引当金にもならないようなものだけども、先ほど梶川参与がおっしゃったように、しっかりとガバナンスのきいているところであればそれは認めましょうというところが、なかなか文章であらわせないという悩みがございます。

この辺を報告書に書き込むのが非常に困難である中で、事務局としてはこのぐらいでいかがでしょうかという御提案でございますが、皆さんわかりづらいというところがございますので、これはもう一度私も含めて検討させていただいて、よりわかりやすく少しでも皆さんの疑問が解けるような文章に、長くなるかもしれませんが、これは任せていただくというところではいかがでしょうか。座長預かりとさせていただきたいのですが。

次長。

○小森次長 金子先生の「ただし」のところは、皆さん方もわかりにくいという話ですが、こういうことを書いておかないと、その前に積み上がっていて、こうした実態は是正されることが望ましいと書いていますので、ここで終わってしまいますと、何ら考慮すべき点なくこういう実態を直ちに直せということになってしまうと思うのです。こういう実態が出てきたのにもわけがあるというか、正当化できる部分あることも入れておかないと、ましてやB特費とか、特別なことをすることにはつながらないと思いますので、読む人が見たら、これはけしからぬではないか、直ちにやめればいけないかということにつながりますので、何かこういうただし書きは必要かと思います。

○高山座長 必要だと思いますが、ちょっと唐突感があるということなのです。

あと、書き方によっては、こちらの今までの指導について、ある意味、どうだったのかと言われぬような書きぶりにもしなければいけないと思いますので、十分に注意をして事務局サイドと検討しながら文章をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高山座長 以上できょうの議案が終わりまして、事務局ではただいまの視点を踏まえて修正案を作成させていただくということで、これは座長一任とさせていただきますが、パブコメにはかけません。あくまでも報告書で最終の結論は出ておりませんし、これが次回以降へ続くということを何とか残したところが成果でございます。

それでは、事務局から何かございますか。

○小森次長 まず、事務的なことです。

今、座長がお話いただきましたように、一任ということですが、案をつくって皆さん方に御了解いただくように努力してまいりたいと思います。その上で、整いましたら、今ありましたように、パブコメはせずに委員会報告をして、それで公表という運びになろうかと思いますが、そのときまでよろしくお願いいたします。

○高山座長 局長からは。

○川淵局長 昨年7月から、28年度の検討ということで、長期間、回数も随分重ねましたけれども、真摯に御議論、御検討いただきまして、本当にありがとうございます。

最後のまとめがこういう状況ということで、また個別に御意見を伺い、御相談して、最後は形をまとめるということになると思いますけれども、そういう点でまたお手数をおかけいたしますが、会合としては、28年度分については今回は区切りということで、また引き続き御議論いただければと思います。

先生方の御尽力に、事務局といたしましても、改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。また引き続きよろしく願いいたします。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは、本日はちょっと早目ですけれども、これで終わりにいたします。どうもありがとうございました。